

財団法人住宅産業研修財団寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人住宅産業研修財団という。

(事 務 所)

第2条 この法人の主たる事務所を東京都港区に置き、理事会の議決を経て従たる事務所を置くことができる。

(目 的)

第3条 この法人は、住宅産業を近代化することにより、住宅の品質、性能の向上及び価格の安定並びに住宅産業の信頼性を確立し、もって国民の住生活水準の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 住宅建設業に関する知識の啓蒙普及
- 二 住宅建設業における技術・技能の向上及び経営の近代化のための研修教育
- 三 住宅建設業の実態に関する調査及び研究
- 四 住宅建設業における技術・技能の向上に関する調査及び研究
- 五 住宅建設業における経営近代化に関する調査及び研究
- 六 住宅建設業に関する研究会・講習会等の開催及び相談
- 七 住宅建設業に関する図書等の発行
- 八 その他前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 一 設立当初財産目録に記載された財産
- 二 寄附金品
- 三 事業に伴う収入
- 四 資産から生ずる収入
- 五 その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産を基本財産及び運用財産に分ける。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 一 設立当初財産目録中基本財産として記載された財産
- 二 基本財産とすることを指定して寄附された財産

三 その他理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は基本財産以外の財産とする。

(基本財産処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、国土交通大臣の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て理事長が定める。

2 基本財産のうち現金は、郵政官署若しくは確実な銀行に預け入れ、信託銀行に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産を持って支弁する。

(特別会計)

第10条 この法人は、事業の遂行上必要があるときは、理事会の議決を経て特別会計を設けることができる。

(事業計画、決算等)

第11条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始前に理事長が作成し、理事会の議決を経て国土交通大臣に報告しなければならない。これを変更した場合も同様とする。

2 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、正味財産増減計算書及び付属明細書とともに監事の意見を付して理事会の承認を得て、国土交通大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第12条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、国土交通大臣に届け出なければならない。

(事業年度)

第13条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第3章 役員

(役員)

第14条 この法人に、次の役員を置く。

理事 10名以上16名以内

監 事 1名又は2名

- 2 理事のうち、1名を会長、1名を理事長、1名を専務理事、2名以内を常務理事とすることができる。
- 3 理事及び監事は、評議員会において選任する。
- 4 会長及び理事長は、理事の互選による。
- 5 理事長は、理事会の承認を得て、専務理事及び常務理事を定めることができる。
- 6 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 7 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。
- 8 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 9 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(職 務)

第15条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、この法人の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行し、又はその職務を行う。
- 3 専務理事は、理事長を補佐して、この法人の業務を分掌し、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行し、又はその職務を行う。
- 4 常務理事は、専務理事を補佐して、この法人の業務を分掌する。
- 5 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、この法人の業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行うほか、理事会に出席し、意見を述べることができる。
 - 一 財産及び会計を監査すること。
 - 二 理事の業務執行状況を監査すること。
 - 三 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は国土交通大臣に報告すること。
 - 四 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、又は招集すること。

(任 期)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事会において、理事現在数の3分

の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、解任することができる。この場合においては、その役員に対しあらかじめ通知するとともに、理事会の議決及び評議員会の同意の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - 二 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の場合において、議決の対象となった役員は、議決に加わることができない。

削除（32条へ）

（報酬等）

- 第18条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支払うことができる。
- 2 役員には費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 理事会

（構成）

第19条 この法人に理事会を置き、理事をもって構成する。

（招集）

- 第20条 理事会は、第15条第6項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事現在数の3分の1以上又は監事から会議の目的である事項を示して招集の請求があったときは、理事長は、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
 - 3 前項の場合において、理事長に事故があり招集できないとき又は招集しないときは、第1項の規定にかかわらず、招集を請求したものが、理事会を招集することができる。
 - 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。

（議長）

第21条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（権能）

第22条 理事会は、この寄附行為で別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

（定足数及び議決）

第23条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席により成立し、その議事は、この寄附行為で別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 前項の書面は、理事会の開催日の前日までに理事長に提出する。

4 第2項の代理人は代理権を証する書面を理事長に提出しなければならない。

(理事会の特例)

第24条 理事長は、理事会の定めるところにより、議事が緊急を要する場合又は軽微な場合には、書面により賛否を求めて理事会の議決に代えることができる。この場合、その結果については、速やかに理事に通知しなければならない。

(議事録)

第25条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

一 日時及び場所

二 理事の現在数

三 理事会に出席した理事の氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記する。)

四 審議事項及び議決事項

五 議事の経過の概要及びその結果

六 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において出席した理事の中から選任された議事録署名人2名以上が、署名及び押印をしなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第26条 この法人に評議員を置く。

2 評議員は10名以上15名以内とする。

3 評議員は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

4 評議員は、理事及び監事を兼ねることができない。

5 評議員には、第16条から第18条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第27条 この法人に評議員会を置き、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、この寄附行為で別に定めるもののほか、この法人の運営に関する基本的事項に関し、理事長の付議する事項について審議し、又は理事長に対し意見を述べることができる。

3 評議員会は、第15条第6項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、理事長

が招集する。

- 4 評議員会の議長は、評議員の互選による。
- 5 評議員会には、第20条第4項及び第23条から第25条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第6章 専門委員会

(専門委員会)

- 第28条 理事長は、この法人の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の承認を得て専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員は、専門的な知識を有する者のうちから理事長が委嘱する。
- 3 専門委員会の運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

- 第29条 この寄附行為は、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、国土交通大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

- 第30条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるもののほか、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、国土交通大臣の認可を受けて解散することができる。

(残余財産の処分)

- 第31条 この法人が解散のときに有する残余財産は、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、国土交通大臣の許可を受けて、この法人と類似の目的を有する他の公益法人に寄附するものとする。

第8章 事務局

(設置等)

- 第32条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
- 4 前2項に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

- 第33条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えて置かなければならない。

- 一 寄附行為
- 二 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書
- 三 許可、認可等及び登記に関する書類
- 四 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- 五 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- 六 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- 七 その他必要な帳簿及び書類

第9章 雑 則

(委 任)

第34条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為の変更は、建設大臣の認可があった日（平成11年7月22日）から施行する。
- 2 この寄附行為の変更前に選任された役員の任期は、変更後の寄附行為第16条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成19年2月15日付国土交通省認可書に基き事務所を東京都千代田区より港区に移転す。

以上は当財団の寄附行為に相違ありません。